

重要事項説明書（訪問看護）

1 当法人の概要

名称・法人種別	医療法人 長谷川会
代表者名	理事長 木原 明子
所在地・電話	神奈川県 藤沢市 辻堂3-10-2 ・ 電話 0466-33-5111
事業所	湘南ホスピタル 医療法人 長谷川会 ケアポート湘南 コスモス訪問看護ステーション

2 事業所の概要

事業所名	医療法人 長谷川会 コスモス訪問看護ステーション
所在地	神奈川県 藤沢市 辻堂3-10-11 1階
事業所番号	1462290112
管理者・連絡先	管理者 : 守田 加奈子 連絡先 : 0466-35-6771
サービス提供地域	藤沢市（辻堂・明治・鶴沼・片瀬・藤沢・村岡・大庭・善行） 茅ヶ崎市（浜竹・松浪・浜須賀・小和田・菱沼・赤羽根・松林） 地域外の方はご相談ください。

3 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日 但し、国民の祝日、12月30日から1月3日を除く。
営業時間	月曜日～金曜日 午前8:45～午後5:00 土曜日 午前8:45～午後12:15 24時間対応体制あり。 緊急時訪問看護申し込み利用者については、営業時間外も対応します。

4 サービスの内容

- ①病状、心身の状況の観察
- ②清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③食事及び排せつ等日常生活の世話
- ④じょく瘡の予防・処置
- ⑤リハビリテーション
- ⑥ターミナルケア
- ⑦認知症患者の看護
- ⑧療養生活や介護方法の指導
- ⑨カテーテル等の管理
- ⑩その他医師の指示による医療処置

5 利用料

別紙参照

6 従事者の勤務体制

職種	従事するサービス内容等	人員
管理者	事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うと共に、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指導監督を行う。自らも事業の提供に当たる	1名（常勤）
訪問看護師	看護師は、医師の指示に基づき、訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書）を作成し、事業の提供に当たる	6名（常勤）
理学療法士	理学療法士は、医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問して、リハビリテーションを中心にサービスの提供に当たる	2名（常勤）
事務担当職員	事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務業務を行う	1名（常勤）

7 当事業所のサービスの理念と方針

[理念] 訪問看護の機能を十分に発揮し、利用者の生活の質を確保する

[サービスの提供方針]

- ① 訪問看護の提供に当たり、主治医の指示のもと利用者の意思及び人格を尊重し、生活の質の確保を重視して健康管理・全体的な日常生活動作の維持・回復を図ると共に、医療を推進し快適な在宅療養が継続できるよう支援します。また24時間体制を整え利用者の同意のもと、緊急時等訪問します。

- ② 職員の研修機会の確保・定期会議の開催・衛生管理・物品管理等に関しては管理者の責任において実施します。
- ③ 事業の実施に当たり、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

8 緊急時等の対応方法

サービス提供中に、利用者の病状に急変等が生じた場合は、速やかに主治の医師に連携し適切な処置を行うとともに、緊急時連絡先へ連絡します。

9 相談窓口、苦情の対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

- ・ 当事業所相談責任者 管理者 守田 加奈子
- ・ 対応時間 午前8：45～午後5：00
- ・ 電話番号 0466-35-6771
- ・ FAX番号 0466-31-0516

藤沢市介護保険課	所在地	神奈川県藤沢市朝日町1-1
	電話番号	0466-25-1111
	対応時間	午前8：30～午後5：15
茅ヶ崎市介護保険課	所在地	神奈川県茅ヶ崎市 茅ヶ崎1-1-1
	電話番号	0467-82-1111 (内線2277)
	利用時間	午前8：30～午後5：15
神奈川県国民健康保険 団体連合会(国保連)	所在地	神奈川県横浜市西区楠町 27-1
	電話番号	045-329-3447
	利用時間	午前8：30～午後5：15

10 事故発生時の対応

- ① サービスの提供に際し、利用者に事故が発生した場合は、速やかに市町村、関係医療機関、利用者の家族等に連絡し、必要な措置を行います。
- ② サービス提供に際し利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、その損害を賠償します。但し、利用者側に重大な過失がある場合は協議の上、損害賠償額を減額又は免責できるものとします。
- ③ やむを得ず訴訟となる場合、利用者の居住地を管轄する裁判所を第1管轄裁判所とする事をあらかじめ合意します。

11 虐待防止に関する事項

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、看護師職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

12 守秘義務及び秘密の保持

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持します。また、退職後においてもこれらの情報を保守するべき旨に従業者との雇用契約の内容としています。但し、円滑にサービスを提供するために、主治の医師及び関係機関等に開示しなければならない情報については、事前に利用者または家族から文書にて同意を得た上で必要な個人情報を提供します。

13 キャンセル料

利用者の都合でサービスを中止される場合には、できるだけサービス利用の前々日迄にご連絡下さい。前日のキャンセルは利用者負担金の50%、当日のキャンセルは100%のキャンセル料を申し受けることになりますので、ご了承ください。(ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料不要です。)

重要事項について文書を交付し、説明しました。

令和 年 月 日

コスモス訪問看護ステーション
管理者 守田 加奈子 印

私は、重要事項について説明を受け、内容に同意し、交付を受けました。

令和 年 月 日

利用者氏名 印

代理人氏名 印

